ガイド等を介した訪日外国人旅行者からの寄付金収受による
地域の収益化モデル構築に向けた実証事業　説明書

１．目的

令和５年５月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類へ移行してから、国内外からの観光客は順調に回復しており、東北地方においても 2024 年通年での外国人を含む延べ宿泊者数は 2019 年比で約 87%の水準まで回復してきている。

一方、インバウンド需要は三大都市圏に集中しており、訪日外国人旅行者の地方誘客の一層の促進や地方部での消費拡大が課題となっている。そのため、地域独自の観光資源を活用しながら地方部への誘客促進等を図っていく必要がある。

本年度は Adventure Week 2025 が東北地域内で開催される等、今後更なるインバウンド誘客が期待されるアドベンチャートラベルは、欧米豪等の市場向けに長期滞在や消費額の向上が見込まれるところであるが、トレイルコースにおける歩道整備や環境保全等、受入環境整備については地域側で負担している現況にあるため、本事業では持続可能かつ魅力ある観光地づくりに向けて、ガイド等を介して訪日外国人旅行者に対して寄付を募り、収受した寄付金を自治体等（以下、「寄付金受取先」という。）に納付し、地域の収益化に資するためのモデルの構築に向けた調査等を行う。

２．事業主体

東北運輸局

３．業務内容

（１）　訪日外国人旅行者から寄付金を募り、寄付金受取先へ納付することに関する現状分析及び調査手法の提案等

① 訪日外国人旅行者の誘客促進及び満足度向上とともに、観光資源の保全に対する取り組みの重要性が高まっているところであるが、魅力的な観光地としての自然環境、景観、文化遺産等を維持するには、地域の負担によるところが大きく、これら地域の課題解決の方策として訪日外国人旅行者から寄付を募ることについて、現状及び将来のあるべき姿について取りまとめること。

② 本調査（以下（２）実証実験）で実施する、訪日外国人旅行者から寄付金を収受し、収受した寄付金を寄付金受取先に納付するための手法や活用するツール等について、寄付金の収受から寄付金受取先への納付までに関するフローと併せて提案すること。手法等については企画提案内容を踏まえ、協議の上で決定する。

（２）実証実験の実施等

① 実証実験の実施エリアに関する提案

・　東北地方におけるトレイルコースを有するエリアにて実証実験を行うので、実施エリアを 3 地域以上、根拠を付して提案すること。企画提案内容等を踏まえて、2 地

域を選定する。（参考例：みちのく潮風トレイル、羽黒山、磐梯・吾妻・安達太良、白神山地）

・ 候補となる実施エリアにおける関係者（トレイルコース関係者、自治体、DMO、寄付金受取先等）との連絡調整を行うこと。

② 上記①で実証実験の実施先として選定されたエリア（以下、「実証実験選定エリア」という。）において以下（ⅰ）及び（ⅱ）を行うこと。

（ⅰ）外国人旅行者ニーズ等調査及び分析

・ 実証実験実施エリア（2地域）において、外国人旅行者によるSNS等への投稿内容調査または当該トレイルコース等（当該コースに関連するビジターセンター、宿泊施設等含む）に来訪された外国人旅行者への現地調査等を通じて、当該トレイルコースに対する外国人旅行者のニーズ等に関する調査及び分析を行うこと。

・ 調査の方法、収集予定サンプル数、調査を通じて収集できる情報（例：（SNS 投稿内容調査の場合）：投稿者属性、投稿内容の分類、当該トレイルコースの強み・弱み、旅行に対する外国人旅行者のニーズ、保全に関する情報、その他本調査において有効となる情報等）等、調査概要について提案すること。
なお、収集予定サンプル数については、実施する各エリアにおいて、数量を根拠を付して提案することとし、企画提案内容を踏まえ、協議の上で決定する。

（ⅱ）外国人旅行者及び日本人国内旅行者向けの寄付金収受のための調査、ヒアリング調査、分析の実施

・ 実証実験選定エリア（2 地域）において、上記（１）の手法等を用いて、当該トレイルコース等に来訪された外国人旅行者に対して、ガイド等（ツアーガイドの他、ビジターセンター、宿泊施設等スタッフによる案内可）を介して歩道整備や環境保全等、地域における持続的な観光の促進に向けて寄付金を募る目的や使途等について案内し、外国人旅行者の理解促進を醸成しながら寄付金を募り、収受する調査を実施すること（以下、「外国人旅行者向け寄付金収受調査」という。）。

・ 外国人旅行者への調査結果と比較するために、日本人旅行者に対しても同様の寄付金収受調査（以下、「日本人旅行者向け寄付金収受調査」という。）を実施すること。また、その他に当該コースと関連する施設等と連携して、施設等で原則ガイド等を介さずに看板等による案内を通じて一定期間寄付を募る調査も実施すること。（参考例：ビジターセンター内での募金箱及び募金案内看板設置による寄付を募る調査）

・ 当該トレイルコース等に来訪された外国人旅行者及び日本人旅行者に対して、寄付に対する理解促進が得られる方策を模索するために、トレイルコースに係る整備、保全や寄付に対する考え方等に関するヒアリングを行い（以下、「ヒアリング調査」という。）、調査結果をまとめること。

・ 外国人旅行者及び日本人旅行者向け寄付金収受調査、当該コースと関連する施設等で原則ガイド等を介さない看板等による案内を通じた寄付を募る調査並びにヒアリング調査の実施概要（実施方法、実施予定時期、実施場所、連携先、ヒアリング項目等）について提案すること。なお、寄付金収受調査及びヒアリング調査は、それぞれ外国人旅行者向けに各エリアにおいて 20 人以上（合計 40 人以上）、日本人旅行者向けには各エリア 10 人以上（合計 20 人以上）に対して行うこと。また、当該コースと関連する施設等で原則ガイド等を介さない看板等による案内を通じた寄付を

募る調査は各エリアにおいて10日間以上行うこととし、各調査概要等は企画提案内容を踏まえ、協議の上で決定する。

・ 各々の調査における関係者等と連絡調整等を行い、円滑かつ効果的に実施すること。

（3） 先進事例調査の実施

① 国内の先進事例調査の実施

・ 上記（1）及び（2）に関して、国内における先進的な取り組みを行っている地域等、本調査の参考となり得る地域・事例等を調査することとし、調査結果を取りまとめること。

・ 調査は（ア）及び（イ）について、各々1 カ所以上現地調査にて行うこととし、調査等対象地域については各々2 カ所以上、根拠を付して提案すること。提案内容を踏まえて、協議のうえで決定する。

(ア) 国内または海外旅行者等から寄付金を収受し、収受した寄付金を寄付金受取先に納付するための手法等（ツールの活用等）や、寄付金の地域での活用・使途等に関する仕組み等について、本調査の参考となり得る地域

(イ) トレイルコース等の保全等を目的に寄付を募ることについて、外国人旅行者から理解や共感が得られるような取り組みを行っている地域（例：ガイド等による効果的な解説・案内の事例、保全活動について地域関係者等と連携した取り組みを行っている事例等）

② 海外の先進事例調査の実施

・ 海外における先進的な取り組みを行っている地域等、本調査の参考となり得る地域・事例等を2カ所以上調査することとし（机上調査可）、調査結果を取りまとめること。

・ 調査対象地域等については 3 カ所以上、根拠を付して提案すること。提案内容を踏まえて決定する。

（4） 地域の収益化に資するための構築モデルの作成

・ ガイド等を介して訪日外国人旅行者から寄付を募り、寄付金受取先に納付し、地域の収益化に資するための構築モデルを作成すること。

・ 構築モデルには、上記（1）～（3）の調査結果の他、トレイルコースに来訪された外国人旅行者への寄付に対する理解促進に向けた効果的な方策等も盛り込むこと。

・ 構築モデルは、トレイルコース等（ジオパーク等含む）関係者等に横展開できるよう、汎用性が高い内容とすることと、またインフラやシステム整備等、経費が発生する事項については経費試算を盛り込むこと。

（5）地域のトレイル等関係者向けセミナーの開催

・ 上記（4）作成後に、本調査結果の情報共有や保全の推進に関する理解を深めるため、東北地方のトレイル関係者、自治体、DMO（観光地域づくり法人）等向けのセミナーを開催するので、必要な手配、運営等を行うこと（セミナー資料作成、会場設営、参加者の募集、当日の説明・議事録作成、参加者アンケートの実施、関係者等との連絡調整等）。

・ セミナーは、仙台市内（東北運輸局会議室想定）にて、オンラインとの併用にて、１回実施する。
・ また、必要に応じて専門的知見からアドバイスを求めるための有識者を招聘することがある。その場合は、有識者への謝金・旅費等は本事業費より支出すること。

（６）事業報告書の作成

① 実施した業務の内容について、調査結果等を盛り込んだ事業報告書を以下のとおり作成すること。なお、報告書はPowerPoint、Wordもしくは Excel形式など二次利用可能な形式にて作成するものとする。

・日本産業規格Ａ４判（簡易製本、カラー）　２部
・電子データ（ＤＶＤ－Ｒ）　２枚

② 実施内容の概要をとりまとめた概要版報告書も作成すること。作成要領等については事業者特定後に伝達する。

（７）その他

事業の実施にあたっては、東北運輸局の監督職員と密接な連携を保ちつつ進めるものとする。なお、事業の進め方、内容等について疑義が生じた場合は、その都度協議の上対応するものとする。

４．企画提案書作成に際しての留意事項

（１）日本産業規格Ａ４版とすること。
（２）提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
（３）企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。
（４）採用しなかった企画提案書は原則返却するが、電子データで提出された場合又は返却を希望しない旨の申し出があった場合は、当局において破棄する。
（５）企画提案書に記載すべき事項は「５．企画提案書に盛り込む事項」のとおりであり、具体的、かつ、簡潔に記載し、評価基準と提案内容の関係が、明確に判断できるようにするものとすること。

５．企画提案書に盛り込む事項

（１）「３．業務内容」に関する具体的な企画案（項目、方法等）
（２）業務実施体制、作業工程
（３）企画競争参加者の概要等
・企画競争参加者の概要
・担当者の氏名及び連絡先
（４）参考見積（概算・消費税含む）
（５）再委託に関すること
・ 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載すること。なお、契約後再委託を行う際には、あらかじめ東北運輸局の承諾を得る必要があるので留意すること。

※東北運輸局の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

① 「業務の全部を一括」して又は「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）は、再委託を行うことはできない。

② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、東北輸局の承諾を要する。

③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要さない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

（６）令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し（共同して提案を行う者についても提出のこと）

６．提案書を特定するための評価基準

別紙１のとおり

７．本事業に係る受付窓口、受付期間

（１）受付窓口

東北運輸局　観光部　国際観光課

〒９８３－８５３７　仙台市宮城野区鉄砲町１　仙台第４合同庁舎３階

電話０２２－７９１－７５１０

E-mail:　tht-kokusai@gxb.mlit.go.jp

（２）受付期間

令和７年６月４日（水）令和７年６月１７日(火)　１７：００まで

（３）質問を受け付けない項目

① 他の応募者からの企画提案書提出に関する質問

② 積算に関する内容

８．書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による

９．契約書の作成

要

10. 支払条件

本業務終了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから３０日以内に代金の支払いを行う。

11. 概算予算額

１０，０００千円以内（消費税含む）

12. 事業実施期間

契約の日から令和８年３月１３日（金）まで

13. その他

（1）提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

（2）企画提案書を提出したもののうち企画提案書を特定しなかった応募者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。

（3）採用した企画提案書は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（4）提出された企画提案書が全て特定するに至らない場合若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止またはその他の方法によることとする。

（5）提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合には速やかに申し出ること。

（6）企画競争の実施結果として、以下の項目について、採用通知後速やかに公表し少なくとも契約締結日までの間は公表する。

① 採用した企画提案書を提出した企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日

② 企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点

（7）事業者特定後、特定事業者には情報を適切に管理するために「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」の提出を求める。その際、特定事業者には情報管理責任者・情報管理取扱者・情報従事者・再委託先等について所属部署・役職指名等の情報を求めることとする。書式や詳細については別紙２のとおりとする。

（8）概算予算額に含まれる消費税額は、公示日時点の消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づく税率によるものとする。なお、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。

（9）本事業の成果物が東北運輸局以外の財産となる経費は、対象外とする。

(10) その他事業実施に関し必要な事項等は協議により決定する。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、東北運輸局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(11) 契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、東北運輸局に帰属するものとする。

(12) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。

① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の１０分の１に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。） 第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことに

より、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

②　受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。

(13)「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙１

提　案　書　評　価　基　準

提案書は、次に掲げる事項により評価、特定する。

１．提案書を特定する評価項目と基準

（１）業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
（２）提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
（３）提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
（４）業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を安定的に遂行できるものであること。

２．企画提案者の「ワーク・ライフ・バランスと推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業をワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として評価加点対象とする。

（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定
（２）次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定
（３）青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定
（４）女性活躍推進法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）
（５）次世代法第 12 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以降に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）

※　外国法人については、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」（平成 28 年９月 26 日内閣府男女共同参画局長決定）。（以下「外国法人取扱要綱」という。）に基づく上記の認定等に相当すると確認された企業を、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に準ずる企業として、評価対象とする。

３．特定方法

（1）企画競争委員会の委員が、企画提案内容を評価するために、上記１．（１）から（４）の各評価項目について１点から５点までの５段階評価を附す。
（2）ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業については、別表による加点を行い、これを企画提案書の合計点とする。
（3）各委員の採点の合計点が委員数×２０点の６０％以上で、かつ、上記（２）を加点した合計点が最も高い企画提案書を特定する。
（4）合計点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。

（別表）

＜ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表＞

評価項目	認定等の区分　※１		総合評価落札方式等［単位：％］（総配点に占める割合） 評価の相対的な重要度等に応じて配点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし　※２	最大５％	5
		えるぼし３段階目　※３		4
		えるぼし２段階目　※３		3
		えるぼし１段階目　※３		2
		行動計画　※４		1
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん　※５		5
		くるみん（令和７年４月１日以降の基準）　※６		4
		くるみん（令和４年４月１日～令和７年３月 31 日までの基準）　※７		3
		トライくるみん（令和７年４月１日以降の基準）　※８		3
		くるみん（平成 29 年４月１日～令和４年３月 31 日までの基準）　※９		3
		トライくるみん（令和４年４月１日～令和７年３月 31 日までの基準）　※10		3
		くるみん（平成 29 年３月 31 日までの基準）　※11		2
		行動計画（令和７年４月１日以降の基準）　※４，12		1
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）			4

※１ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
※２ 女性活躍推進法第１２条の規定に基づく認定
※３ 女性活躍推進法第９条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
※４ 常時雇用する労働者の数が１００人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
※５ 次世代法第１５条の２の規定に基づく認定
※６ 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第 146 号。以下「令和６年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定
※７ 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第１号及び第２号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第１号及び第２号に基づく認定（ただし、※９、11の認定を除く。）
※８ 次世代法第１３条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第４条第１項第３号及び第４号の規定に基づく認定
※９ 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 185 号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和３年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条に基づく認定（ただし、※11の認定を除く。）
※10 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第３号及び第４号又は令和６年改正省令附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和６年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条第１項第３号及び第４号に基づく認定
※11 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第４条又は平成29年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定
※12 次世代法第 12 条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和６年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第５項の規定に基づき令和７年４月１日以後に策定又は変更を行ったもの

別紙２

情　報　管　理　体　制

①　受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、東北運輸局が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、東北運輸局に対し「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」（別添様式例）を提出し、東北運輸局の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め東北運輸局の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。
・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
・東北運輸局が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

②　本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、東北運輸局が同意した場合はこの限りではない。

③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、東北運輸局の指示に従うこと。

④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等において直ちに東北運輸局へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、東北運輸局が行う報告徴収や調査に応じること

別　添（様式例）

「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」

① 情報取扱者名簿　　※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏　名	会社名・住所	所属部署	生年月日等
情報管理責任者（※1）	A				
情報管理取扱者（※2）	B				
	C				
業務従事者（※3）	D				
	E				
再委託先等	F				

（※1）本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
（※2）本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
（※3）本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制

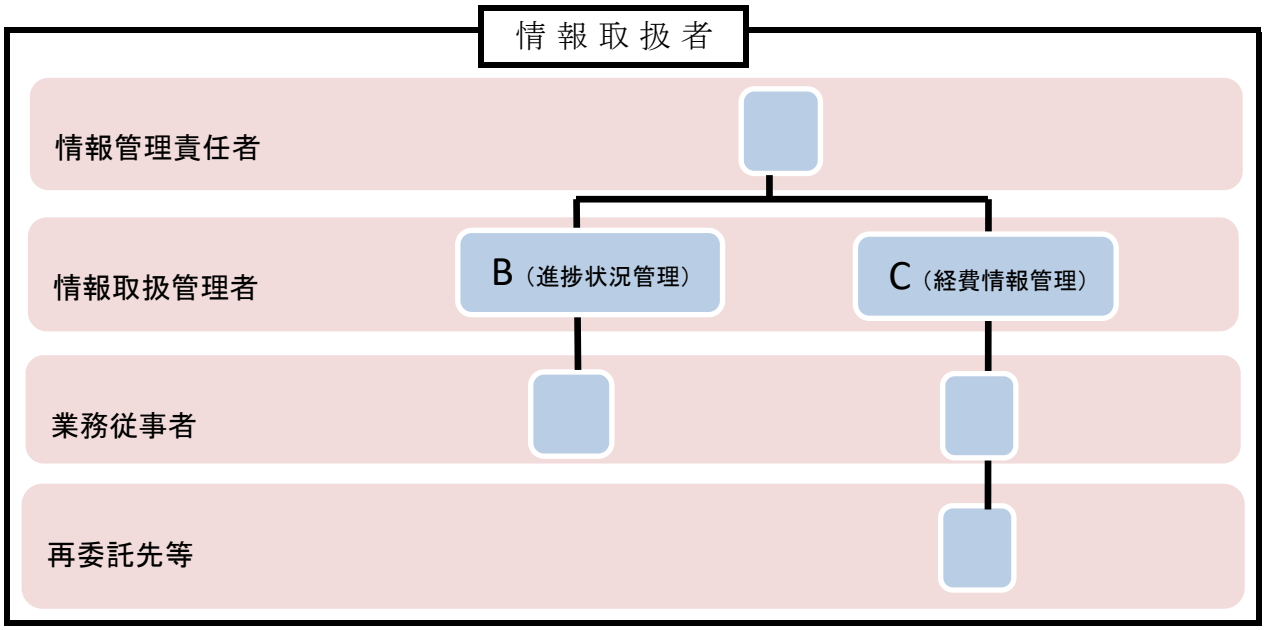

※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先等も含む）。

③ その他

・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。

・情報管理規則等の内規を別途添付すること。

・必要に応じ、本別紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。